

核燃料物質の使用（変更）許可申請に係る事例集（第5条（立入りの防止））

基準規則¹第5条は、立入りの防止を規定しており、使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならないこと等を要求している。

<基準規則>

（立入りの防止）

第5条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。

2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

<解釈²>

第5条（立入りの防止）

1 第1項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、管理区域の境界に標識を付すことをいい、標識には、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）による放射能標識（以下「放射能標識」という。）に「管理区域（核燃料物質使用施設）」及び「（使用施設、貯蔵施設、廃棄施設）」（括弧内は該当する使用施設等を記載）を記載し、さらに、許可なくして立入りを禁ずる旨を記載等することとする。

2 第2項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、周辺監視区域の境界に標識を付すことをいい、標識には「周辺監視区域」を記載し、さらに、許可なくして立入りを禁ずる旨を記載等することとする。

¹ 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号）

² 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第1311274号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））

第5条（立入りの防止）の事例

【事例1：使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を設置し、核燃料物質を用いた分析等を行う場合（非該当施設）】

核燃料物質（非密封のものを含む。）及び核燃料物質によって汚染されたものの分析のため、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設を設置する。使用施設では、核燃料物質を用いた分析等のため、ドラフトチャンバー、Ge（ゲルマニウム）半導体検出器、走査型電子顕微鏡（SEM）等を設置する。貯蔵施設では、核燃料物質をガラス製密封容器等に入れた上で、鉛製貯蔵箱等に入れて、貯蔵室にて貯蔵する。廃棄施設では、放射性廃棄物を鋼製のドラム缶に入れて、保管廃棄施設にて保管する。

| 基準規則 | 解釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】 |
|---|---|---|---|
| <p>(立入りの防止) 第5条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> | <p>第5条（立入りの防止） 1 第1項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、管理区域の境界に標識を付すことをい、標識には、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）による放射能標識（以下「放射能標識」という。）に「管理区域（核燃料物質使用施設）」及び「(使用施設、貯蔵施設、廃棄施設)」(括弧内は該当する使用施設等を記載)を記載し、さらに、許可なくして立入りを禁ずる旨を記載等することとする。</p> | <p><審査の視点及び確認事項①> ・「管理区域」として、使用規則⁴第1条第2項第2号の規定に基づき、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示⁵第1条第1項に定める線量等を超えるおそれのあるものが設定されているか。</p> | <p>緑色：「7. 核燃料物質の使用施設の位置、構造及び設備」 オレンジ色：「8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備」 紫色：「9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備」 水色：「11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」の(4)立入りの防止 黄色：「12. 添付書類（原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類）」「12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く）」の添付書類VI及び添付書類VI-1、別添図面</p> <p>・「出入口」: ✓人が通常出入りする出入口1箇所、その他の出入口4箇所(用途：搬出入口及び非常口)（別図●の通り） ✓各扉は常時施錠とし、人が通常出入りする扉はICチップ及び生体認証による電子錠管理を行い、その他の出入口は必要時のみ管理室担当者が解錠する。また、全ての扉は監視カメラで常時監視を</p> |

³ 緑色、オレンジ色、紫色、水色の違いは、申請書の記載箇所を示す。具体的な記載箇所は、解釈の別記4（申請書の様式）を参考とすること。なお、記載箇所の考え方の一例として、水色では、施設、設備全体の大まかな設計の方針、緑色、オレンジ色、紫色では各施設、設備の詳細な設計仕様を記載するなど、必要に応じて書き分ける。

また、「申請書での説明」は【実際の申請書記載事例】を記載しており、同じ設計を求めるものではない（特に、文字列が斜体部分）。「審査の視点及び確認事項」を踏まえた申請書とすること。

⁴ 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）

⁵ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）

| 基準規則 | 解 釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】 |
|------|-----|--|--|
| | | <p>(参考) 線量告示第1条第1項</p> <p>一 線量については、三月間につき一・三ミリシーベルト</p> <p>二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度(原子力船にあっては、当該濃度の七分の六)の十分の一</p> <p>三 密度については、第四条に規定する表面密度限度の十分の一</p> <p>・管理区域は壁、柵その他の区画物で区画されているか。</p> <p>・管理区域の境界に標識を設置しているか。標識には、「管理区域(使用施設、貯蔵施設、廃棄施設)」と記載されているか。また、許可なくして立ち入りを禁ずることが記載されているか。</p> <p><留意事項></p> <p>・事業所全体における使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の場所を図面で明確にした上で、管理区域の範囲を図面で説明すること。</p> <p>・管理区域の範囲が施設ごと、施設の階ごとに異なる場合には、施設ごと、施設の階ごとに管理区域の範囲を示すこと。</p> <p>・図面において、施設ごと、施設の階ごとに、管理区域の範囲を示す場合には、区画に用いる壁、柵、その他区画物を区分して示すこと。</p> <p>・図面において、管理区域境界における標識の位置を示すこと。標識に記載する「管理区域(使用施設、貯蔵施設、廃棄施設)」、「許可なくして立ち入りを禁ずる」等の内容を説明すること。</p> <p>・その他、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう施設又は設備を施錠管理している場合には、その旨の説明を記載すること。</p> <p>・施設の出入口、管理区域の出入口、設備の開封口を施錠管理する場合、図面において施錠場所を示すこと。</p> | <p>行い、みだりな人と物品の出入りを防止する。</p> <p>・「管理区域」の「境界に設ける壁、柵その他の区画物」：建物外壁、間仕切壁及び出入口扉を境界とする。</p> <p>・「管理区域」の「標識を付ける箇所」：出入口扉(合計5箇所)(別図●の通り)</p> <p>・「出入口」：</p> <p>✓人が通常出入りする出入口</p> <p>●●貯蔵室：1箇所</p> <p>▲▲貯蔵室：なし</p> <p>✓その他の出入口4箇所(用途：搬出入口及び非常口)(別図●の通り)</p> <p>✓各扉は常時施錠とし、人が通常出入りする扉はICチップ及び生体認証による電子錠管理を行い、その他の出入口は必要時のみ管理室担当者が解錠する。また、全ての扉は監視カメラで常時監視を行い、みだりな人と物品の出入りを防止する。</p> <p>・「施錠又は立入制限の措置」：出入口扉を施錠し、閉鎖する。</p> <p>・「管理区域」の「境界に設ける壁、柵その他の区画物」：使用施設に同じ</p> <p>・「管理区域」の「標識を付ける箇所」：使用施設に同じ(別図●の通り)</p> <p>・「出入口」：</p> <p>✓人が通常出入りする出入口1箇所、その他の出入口4箇所(用途：搬出入口及び非常口)(別図●の通り)</p> <p>✓各扉は常時施錠とし、人が通常出入りする扉はICチップ及び生体認証による電子錠管理を行い、その他の出入口は必要時のみ管理室担当者が解錠する。また、全ての扉は監視カメラで常時監視を行い、みだりな人と物品の出入りを防止する。</p> <p>・「管理区域」の「境界に設ける壁、柵その他の区画物」：使用施設に同じ</p> <p>・「管理区域」の「標識を付ける箇所」：使用施設に同じ(別図●の通り)</p> |

| 基準規則 | 解 釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】 |
|---|--|---|---|
| <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。</p> | <p>2 第2項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、周辺監視区域の境界に標識を付すことをいい、標識には「周辺監視区域」を記載し、さらに、許可なくして立ち入りを禁ずる旨を記載等するこ</p> | <p>・一時的な工事等により、管理区域の範囲を一時的に変更する場合、添付書類において、一時的な措置での立ち入りの防止に係る安全設計を説明すること。</p> <p><審査の視点及び確認事項②></p> <p>・「周辺監視区域」として、使用規則第1条第2項第3号の規定に基づき、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においても、そ</p> | <p>・使用施設等には人がみだりに管理区域に立ち入らないよう以下の設備を設ける。</p> <p>✓管理区域出入口に電子錠を設けて関係者以外の立ち入りを禁止すると共に、その旨を記載した放射能標識を設ける。また、監視カメラシステム及び入退管理システム（ICカードと生体認証の併用）を備え、関係者以外の立ち入りを防止する。（別図●参照）</p> <p>✓■保管室及び●貯蔵室立体保管棚設置工事で、立ち入りの防止に係る必要な一時的措置を講じる（添付書類VI）。</p> <p>添付書類VI：■保管室及び●貯蔵施設立体保管棚設置工事期間中の措置及び放射線障害防止に関し講じる措置</p> <p>(1) 予定工事期間 (2) 工事期間中に講ずる措置 (3) 工事期間中の措置概要 (4) 工事期間中の実行線量 (5) 廃棄物保管ドラム缶移動作業における作業員の被ばく線量評価</p> <p>添付書類VI-1：閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備（■保管室及び●貯蔵室立体保管棚設置工事期間中）</p> <p>別図●：構内配置図（赤線：管理区域境界、緑線：周辺監視区域境界、青線：事業所境界）</p> <p>別図●：1階平面図（赤線：管理区域境界、緑線：周辺監視区域境界、△：標識を付する場所）</p> <p>別図●：標識凡例（△1：管理区域（使用・貯蔵・廃棄施設）（核燃料物質使用施設）、△2：～）</p> <p>・使用施設等には人がみだりに管理区域に立ち入らないよう以下の設備を設ける</p> <p>✓周辺監視区域は建屋の外壁（一部は鎖とする）、屋内の間仕切り壁及び扉によって区画され、扉の</p> |

| 基準規則 | 解 釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】 |
|---|--------------|---|---|
| <p>ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> | <p>ととする。</p> | <p>の場所における線量が、線量告示第2条第1項に定める線量限度を超えるおそれのないものが設定されているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 線量告示第2条第1項</p> <p>一 実効線量については、一年間(四月一日を始期とする一年間をいう。)につき一ミリシーベルト</p> <p>二 皮膚の等価線量については、一年間につき五十ミリシーベルト</p> <p>三 眼の水晶体の等価線量については、一年間につき十五ミリシーベルト</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域の境界に、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられているか。 ・周辺監視区域の境界の標識には、「周辺監視区域」を記載しているか。標識には、許可なくして立ち入りを禁ずることが記載されているか。 ・人が立ち入るおそれがないことが明らかであり、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けない場合は、人が立ち入るおそれがないことが明らかである旨の説明が記載されているか。 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体における使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の場所を図面で明確にした上で、周辺監視区域の境界を図面で説明すること。 ・周辺監視区域の境界が施設ごと、施設の階ごとに異なる場合には、施設ごと、施設の階ごとに周辺監視区域の境界を示すこと。 ・周辺監視区域の境界に柵等を設置する場合には、図面において、施設ごと、施設の階ごとに、柵、その他の人の侵入を防止するための設備を区分して示すこと。 ・周辺監視区域の境界に標識を設置する場合には、図面において、標識の位置を示すこと。標識に記載する「周辺監視区域」、「許可なくして立ち入りを禁ずる」等の内容を説明すること。 ・その他、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺 | <p>施錠により関係者以外の者がみだりに立ち入ることができない構造となっている。また、出入口扉にはその旨を記載した標識を設け、監視カメラシステム及び入退管理システムを備え、関係者以外の立ち入りを防止する。(別図●参照)</p> <p>別図●：構内配置図(赤線：管理区域境界、緑線：周辺監視区域境界、青線：事業所境界)</p> <p>別図●：1階平面図(赤線：管理区域境界、緑線：周辺監視区域境界、△：標識を付する場所)</p> <p>別図●：標識凡例(△11：周辺監視区域)</p> |

| 基準規則 | 解 釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ³ 【実際の申請書記載事例】 |
|------|-----|---|--------------------------------------|
| | | <p>監視区域内に立ち入らないよう、施設又は設備を施錠管理している場合には、その旨の説明を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域の出入口を施錠管理する場合、図面において施錠場所を示すこと。 ・一時的な工事等により、周辺監視区域の境界を一時的に変更する場合、添付書類において、一時的な措置での立入りの防止に係る安全設計を説明すること。 | |

【事例2：使用予定のない核燃料物質を貯蔵箱で貯蔵する場合（非該当施設）】

貯蔵施設では、使用予定のない核燃料物質（密封された固体のプルトニウム）を保管用密封カプセルで密封した上で貯蔵箱に入れて、貯蔵施設の貯蔵室で貯蔵する。なお、使用施設、廃棄施設は設置しない。また、貯蔵室を管理区域及び周辺監視区域として設定する。

| 基準規則 | 解釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ⁶ 【実際の申請書記載事例】 |
|--|--|---|--|
| <p>(立入りの防止)</p> <p>第5条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。</p> | <p>第5条 (立入りの防止)</p> <p>1 第1項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、管理区域の境界に標識を付すことをいい、標識には、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)による放射能標識(以下「放射能標識」という。)に「管理区域(核燃料物質使用施設)」及び「(使用施設、貯蔵施設、廃棄施設)」(括弧内は該当する使用施設等を記載)を記載し、さらに、許可なくして立入りを禁ずる旨を記載等することとする。</p> | <p><審査の視点及び確認事項①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理区域」として、使用規則⁷第1条第2項第2号の規定に基づき、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、線量告示⁸第1条第1項に定める線量等を超えるおそれのあるものが設定されているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(参考) 線量告示第1条第1項</p> <p>一 線量については、三月間につき一・三ミリシーベルト</p> <p>二 濃度については、三月間についての平均濃度が第六条第一号から第四号までに規定する濃度(原子力船にあつては、当該濃度の七分の六)の十分の一</p> <p>三 密度については、第四条に規定する表面密度限度の十分の一</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域は壁、柵その他の区画物で区画されているか。 ・管理区域の境界に標識を設置しているか。標識に | <p>オレンジ色：「8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備」</p> <p>水色：「11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備」の(4)立入りの防止</p> <p>黄色：別添図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貯蔵のための施設又は設備」の「標識を付ける場所」：扉正面 ・「遮蔽壁その他の遮蔽物等」の「管理区域内の閉じ込め及びその境界に対する遮蔽並びに周辺監視区域の境界に対する遮蔽」：管理区域は貯蔵室とする。貯蔵室は、コンクリート/石膏ボードの壁で区画され、鉄製のドアは施錠管理している。周辺監視区域は、貯蔵施設とし、コンクリートブロック壁で区画されている。建物出入口の鉄製扉は常時施錠する。 ・「出入口」： <ul style="list-style-type: none"> ✓人が通常出入りする出入口 1箇所 ✓その他の出入口 なし ・「施錠又は立入制限の措置」：貯蔵箱の常時施錠、貯蔵室及び貯蔵施設の出入口扉を施錠し、作業員以外立入禁止の標識を設置する。 ・「管理区域」の「境界に設ける壁、柵その他の区画物」：管理区域は貯蔵室とする。貯蔵室は、コンクリート/石膏ボードの壁で区画され、鉄製のドアは施錠管理している。(別途第●図参照) ・「管理区域」の「標識を付ける箇所」：扉正面 |

⁶ 緑色、オレンジ色、紫色、水色の違いは、申請書の記載箇所を示す。具体的な記載箇所は、解釈の別記4(申請書の様式)を参考とすること。なお、記載箇所の考え方の一例として、水色では、施設、設備全体の大まかな設計の方針、緑色、オレンジ色、紫色では各施設、設備の詳細な設計仕様を記載するなど、必要に応じて書き分ける。

⁷ 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)

⁸ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)

本資料については、随時、改訂があり得る。

| 基準規則 | 解 釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ⁶ 【実際の申請書記載事例】 |
|---|---|--|---|
| <p>2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> | <p>2 第2項に規定する「標識を設けなければならない。」とは、周辺監視区域の境界に標識を付すことをいい、標識には「周辺監視区域」を記載し、さらに、許可なくして立ち入りを禁ずる旨を記載等することとする。</p> | <p>は、「管理区域（貯蔵施設）」と記載されているか。また、許可なくして立ち入りを禁ずることが記載されているか。</p> <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体における貯蔵施設の場所を明確にした上で、管理区域の範囲を図面で説明すること。 ・管理区域の範囲が施設ごと、施設の階ごとに異なる場合には、施設ごと、施設の階ごとに管理区域の範囲を示すこと。 ・図面において、施設ごと、施設の階ごとに、管理区域の範囲を示す場合には、区画に用いる壁、柵、その他区画物を区分して示すこと。 ・図面において、管理区域境界における標識の位置を示すこと。標識に記載する「管理区域（貯蔵施設）」、「許可なくして立ち入りを禁ずる」等の内容を説明すること。 ・その他、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう施設又は設備を施錠管理している場合には、その旨の説明を記載すること。 ・管理区域の出入口、設備の開封口を施錠管理する場合、図面において施錠場所を示すこと。 ・管理区域境界と周辺監視区域境界が同じ区域である場合には、その旨を示した上で、管理区域境界と周辺監視区域境界の機能について説明すること。 <p><審査の視点及び確認事項②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「周辺監視区域」として、使用規則第1条第2項第3号の規定に基づき、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においても、その場所における線量が線量告示第2条第1項に定める線量限度を超えるおそれのないものが設定されているか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 線量告示第2条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実効線量については、一年間（四月一日を始期とする一年間をいう。）につき一ミリシーベルト 二 皮膚の等価線量については、一年間につき五十 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域は貯蔵室とする。貯蔵室は、コンクリートの壁で区画され、鉄製のドアは施錠管理している。また、作業員以外立ち入り禁止の標識を設置する。周辺監視区域は、貯蔵施設の外壁で区画しており、出入口扉を施錠管理している。 ・第●図：プルトニウム線源保管区域（赤塗りつぶし部分：管理区域、青線：周辺監視区域境界） |

| 基準規則 | 解 釈 | 審査の視点及び確認事項 (留意事項、よくある質問、専門用語) | 申請書での説明 ⁶ 【実際の申請書記載事例】 |
|------|-----|---|--------------------------------------|
| | | <p>ミリシーベルト</p> <p>三 眼の水晶体の等価線量については、一年間につき十五ミリシーベルト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域の境界に、柵その他の人の侵入を防止するための設備、又は標識が設けられているか。 ・周辺監視区域の境界の標識には、「周辺監視区域」を記載しているか。標識には、許可なくして立入りを禁ずることが記載されているか。 ・人が立ち入るおそれがないことが明らかであり、柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けない場合は、人が立ち入るおそれがないことが明らかである旨の説明が記載されているか。 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体における貯蔵施設の場所を明確にした上で、周辺監視区域の境界を図面で説明すること。 ・周辺監視区域の境界が施設ごと、施設の階ごとに異なる場合には、施設ごと、施設の階ごとに周辺監視区域の境界を示すこと。 ・周辺監視区域の境界に柵等を設置する場合には、図面において、施設ごと、施設の階ごとに、柵、その他の人の侵入を防止するための設備を区分して示すこと。 ・周辺監視区域の境界に標識を設置する場合には、図面において、標識の位置を示すこと。標識に記載する「周辺監視区域」、「許可なくして立入りを禁ずる」等の内容を説明すること。 ・その他、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入らないよう、施設又は設備を施錠管理している場合には、その旨の説明を記載すること。 ・周辺監視区域の出入口を施錠管理する場合、図面において施錠場所を示すこと。 ・管理区域境界と周辺監視区域境界が同じ区域である場合には、その旨を示した上で、管理区域境界と周辺監視区域境界の機能について説明すること。 | |

